

# 令和6年度岡山県グリーン調達ガイドライン

## (岡山県環境物品等の調達の推進に関する方針)

岡山県循環型社会形成推進条例（平成13年岡山県条例第77号。以下「条例」という。）第19条第1項に規定する環境物品等の調達の推進に関する方針を次のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 調達総量を節減

県が調達する物品及び役務（以下「物品等」という。）の有効利用を徹底することにより物品等の調達総量の節減を図る。

#### (2) 必要数量の計画的な調達

物品等の調達に当たっては、事前に必要性を十分考慮し、必要な数量を計画的に調達する。

#### (3) ライフサイクルの考慮

物品等の調達に当たっては、リサイクル製品のみならず、詰め替え製品やリターナブル容器入り製品の調達や、物品等の長期使用など、資源の採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体を通じた環境負荷及びコスト（社会的コストを含む。）が少ないものの調達に努める。

### 2 定義

#### (1) 特定調達品目

条例第19条第2項第1号に規定する県が重点的に調達を推進すべき物品等をいう。

#### (2) 調達の目標

条例第19条第2項第2号に規定する特定調達品目の調達の目標をいう。

#### (3) 指針

条例第23条第1項の規定に基づき策定した岡山県再生品の使用促進に関する指針をいう。

### 3 適用範囲

この方針は、知事部局、教育庁、警察本部、企業局、議会事務局、監査事務局、各種行政委員会の事務局及び全出先機関（学校、警察署等を含む。）に適用する。なお、県の外郭団体においてもできる限りこの方針に沿った取組を行うものとする。

### 4 特定調達品目の種類及び判断基準

特定調達品目の種類及びその判断基準は次のとおりとするものとし、品質及び価格が同等である場合は、岡山県エコ製品の優先的な調達に努めるものとする。

なお、価格が同等であるとは、10%以内を目安とする。

#### (1) 主として3Rを促進すべき物品

指針（資材を除く。）の定めるところによる。また、植物を原材料とするプラスチックが使用されている文具類も対象とする。

#### (2) 主としてエネルギーの消費を抑制すべき物品

画像機器等（コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、カートリッジ等）、電子計算機等（電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア）、オフィス機器等（シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、電池）、家電製品（電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ）、エアコンディショナー等（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ）及び照明（照明器具、ランプ）を対象とし、その判断基準は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第6条に規定する環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に定めるところによる。

#### (3) 主として大気への負荷を低減するとともに化石燃料の使用を抑制すべき物品

自動車（特殊な車両を除く。）、タイヤ及びエンジン油を対象とするものとし、その判断基準は、基本方針に定めるところによる。なお、特殊な車両とは、用途等により特定の仕様を要するため、当該判断基準を満たすことができない車両をいう。

#### (4) 公共工事

資材を対象とするものとし、その判断基準は指針に定めるところによるものとする。

#### (5) 役務

##### ① 印刷

**判断基準** 指針別表（紙類）印刷・情報用紙に定める判断基準に適合する用紙を使用すること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

**配慮事項** オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。

##### ② リース

画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等及び自動車（特殊な車両を除く）を対象とするものとし、その判断基準は、基本方針に定めるところによる。

##### ③ 県主催のイベント（一般県民が参加する全てのイベントを対象とする。）

実施に係る運営委託契約の仕様書に受託会社による徹底したごみの発生抑制・リサイクル対策等を記載する。

**判断基準**

- ・資材等は再利用可能なものを利用すること。
- ・必要な物品の調達及びチラシなどの印刷に当たっては、本ガイドラインの判断基準を満たすこと。
- ・会場にごみ収集場所を設置し、会場のある市町村のルールに従い分別回収を行うこと。
- ・使い捨て製品（食器等）の使用削減に努めること。
- ・来場者に公共交通機関での来場を呼び掛けること。
- ・駐車場を使用する場合には、アイドリングストップの呼び掛けを行うこと。
- ・イベント会場内で実施している環境配慮活動を来場者に対して示すこと。

**配慮事項** 県が主催するイベント（委託契約の有無にかかわらず。）については「グリーンイベントガイドラインおかやま」を参考にし、環境に配慮した実施を心がけること。

##### ④ 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理の委託に当たっては、再生利用が可能な処理業者へ委託するよう努めるものとする。また、産業廃棄物の委託処理業者への引き渡しに当たっては、産業廃棄物管理票に代えて電子マニフェストを利用すること（委託料以外の支出科目で処理の対価を支払う場合を含む。）。

**判断基準** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物の処理に係る委託契約書（※）については、その仕様書に「電子マニフェストを利用すること。」を明記すること。また、産業廃棄物を委託処理業者に引き渡した後、速やかに電子マニフェストにより当該産業廃棄物に係る情報を登録すること。

※県の支出科目・金額にかかわらず、廃棄物処理法に基づき、書面により委託契約を行うことが義務づけられている。

##### ⑤ 印刷機能等提供業務

印刷機能等提供業務に係る機器の導入等の場合は、その判断基準は、基本方針に定めるところによる。

##### ⑥ 飲料自動販売機の設置

飲料自動販売機を設置する場合は、その判断基準は、基本方針に定めるところによる。

### 5 特定調達品目の調達の目標

次のものについて、目標を設定するものであるが、目標の設定されていない品目についても、事務事業に関しては環境ラベルを参考にして調達を推進すること、公共工事の実施に関しては仕様書に岡山県エコ製品の使用に努めることを記載することなどにより、できる限り当該特定調達品目の調達の推進に努めるものとする。

### (1) 主として3Rを促進すべき物品

次のものについて、100%を目標とする。

- ①紙類
- ②文具類
- ③機器類（机、いす、棚に限る。）
- ④制服・作業服
- ⑤旗、のぼり
- ⑥プラスチック製ごみ袋

※ 幕（横断幕又は懸垂幕をいう。）については、耐久性及び安全性の確認がなされた後に、旗及びのぼりと同様に目標を設定する。

### (2) 主としてエネルギーの消費を抑制すべき物品

次のものについて、100%を目標とする。

- ①画像機器等（プリンタ等、ファクシミリに限る。）
- ②電子計算機等（電子計算機のうち事務用パソコンに限る。）
- ③家電製品（電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機、電子レンジに限る。）
- ④エアコンディショナー

### (3) 主として大気への負荷を低減するとともに化石燃料の使用を抑制すべき物品

次のものについて、100%を目標とする。

- ①自動車（特殊な車両を除く。）

### (4) 公共工事

次のものについて、100%を目標とする。

- ①資材  
（再生加熱アスファルト混合物、再生骨材、プレキャストコンクリート製品に限る。）  
※いわゆるバージン資材を使用すべき施工部位には適用しないものであり、当該資材を使用するに当たっての安全性及び品質が確認されている施工部位への使用に限る。  
上記資材の調達が困難な地域においては、努力目標とする。  
なお、試験施工等の実施を妨げるものではない。

### (5) 役務

次のものについて、100%を目標とする。


- ①印刷
- ②リース  
自動車のリースは当該年度に新たにリースの対象となった車両及び既にリースの対象となっている車両のうち当該年度に更新する車両に限る。
- ③県主催のイベント（一般県民が参加する全てのイベントを対象とする。）
- ④産業廃棄物の処理
- ⑤印刷機能等提供業務


## 6 特定調達品目の選定方法

(1) 判断基準を基本方針としている品目については、グリーン購入法適合商品かどうか確認する。

(2) 環境ラベルを参考にする。

一部例を次に示すが、詳しくは、環境省の環境ラベル等データベースを参考にする。

制度名	運営主体	適用品目等	制度の特色
岡山県エコ製品 表示マーク 	岡山県	主として文具類、制服・作業服、資材等に適用される。	県が認定する県内産の再生品で循環資源の使用率等一定の基準を満たす製品であることを表示するマーク

<p>エコマーク</p> 	<p>公益財団法人 日本環境協会</p>	<p>紙類、文具類、機器類、 制服・作業服、画像機器等、 電子計算機等、オフィス 機器等、資材などさまざま な品目に適用される。</p>	<p>ライフサイクル全体を考慮 して環境保全に資する商品と して認定された商品等に表示 されるマーク</p>
<p>省エネ性マーク</p> 	<p>経済産業省</p>	<p>家電製品等に適用される。</p>	<p>省エネ法に基づき定められ た省エネ基準の達成度を表示 するマーク</p>
<p>国際エネルギー スター</p> 	<p>経済産業省 (一般財団法人省エネルギ ーセンター)</p>	<p>画像機器等、電子計算機 等、オフィス機器等に適用 される。</p>	<p>消費電力に関する基準を満 たす商品につけられるマーク</p>
<p>低排出ガス車</p> 	<p>国土交通省</p>	<p>自動車に適用される。</p>	<p>自動車の排出ガス低減レベ ルを示すマーク</p>

- (3) 特定調達物品情報提供システム（環境省）又はGPNデータベースに登録された製品かどうかを参考にする。
- (4) 事業者の環境配慮主張を参考にする。  
製品パンフレット等により、循環資源の使用率や省エネ性能などを確認して調達する。

## 7 推進体制

次のとおり役割分担し、全庁的な取組を推進する。

分野		担当課所	所管業務
総合調整・周知		循環型社会推進課	○「ガイドライン」の策定・見直し及び策定・見直しに当たっての関係部局との調整、ガイドラインの周知徹底
岡山県地球温暖化防止行動計画（事務事業編）及び環境マネジメントシステムの運用		環境企画課等	○岡山県地球温暖化防止行動計画（事務事業編）及び環境マネジメントシステムによるグリーン調達の推進
グリーン調達の推進		すべての課所	○特定調達品目（紙類、文具類、机、いす、棚、制服・作業服、旗、のぼり、プラスチック製ごみ袋、プリンタ、プリンタ複合機ファクシミリ、電子計算機、家電製品（電気便座を除く。）、エアコンディショナー、自動車、印刷、リース、イベント、産業廃棄物の処理、印刷機能等提供業務）の調達の推進（100%）と調達状況の把握 ○岡山県エコ製品（資材を除く。）の調達の推進と調達状況の把握
物品	主として3Rを促進すべき物品	すべての課所	○「ガイドライン」に基づきグリーン調達を推進する。
	主としてエネルギーの消費を抑制すべき物品	すべての課所	○「ガイドライン」に基づきグリーン調達を推進する。
	主として大気への負荷を低減するとともに化石燃料の使用を抑制すべき物品	用度課 環境管理課	○「ガイドライン」に基づきグリーン調達を推進する。 ○グリーン調達の普及啓発
公共工事	資材	県庁各主管課	○入札仕様書に特定調達品目の使用を記載する等の調達を促進する仕組みづくりへの取組
		公共工事の実施部局	○特定調達品目（再生加熱アスファルト混合物、再生骨材、プレキャストコンクリート製品）の調達の推進（100%）と調達状況の把握 ○岡山県エコ製品（資材）の調達の推進と調達状況の把握
役務	印刷	すべての課所	○「ガイドライン」に基づきグリーン調達を推進する。
	リース	すべての課所	○「ガイドライン」に基づきグリーン調達を推進する。
	イベント	すべての課所	○「ガイドライン」に基づきグリーン調達を推進する。
	産業廃棄物の処理	循環型社会推進課	○電子マニフェストシステムへの加入及び利用者ID・パスワード（以下「ID等」という。）の管理を行う。
		すべての課所	○「ガイドライン」に基づきグリーン調達を推進する。 ○産業廃棄物の委託処理を行おうとする課所であって、ID等の発行を受けていない課所は循環型社会推進課に対し、ID等の発行を依頼するものとする。
印刷機能等提供業務	すべての課所	○「ガイドライン」に基づきグリーン調達を推進する。	

## 8 進行管理

環境基本計画推進連絡会議において進行管理を行う。

## 9 調達状況の把握と報告

- (1) 主務課・出先機関 別紙様式1により調達状況を把握し、報告する。
- (2) 公共工事実施部局 別紙様式2により調達状況を把握し、報告する。
- (3) 本庁主管課等 別紙様式3により調達状況を把握し、報告する。
- (4) 用度課 紙類、文具類、自動車及びリース(自動車)、プラスチック製ごみ袋について、別紙様式4により調達状況を把握し、報告する。

10 公表 環境白書やホームページ等で公表する。

## 11 特定調達品目以外の調達及び判断基準

特定調達品目に定めていない品目であっても、環境に配慮した物品等の調達に努めるものとする。  
調達を行う際は、基本方針に判断基準の定めのある場合はその基準によることとし、定めのない場合は環境省の環境ラベル等を参考にし、より環境に配慮した調達に努めるものとする。

12 施行 令和6年4月1日から施行する。